

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：農業委員会事務局 No.001

処 分 名	農地等の権利移動の許可
処 分 の 概 要	農地についての所有権移転または、賃借権等を設定等する場合に許可を得るもの。農地法第3条第2項各号に該当した場合、不許可となる。
根拠条例等・条項	農地法（昭和27年法律第229号）第3条
審 査 基 準	農地法第3条第2項各号に掲げる不許可の事由に該当しないことを基準とする。
標準処理期間	4週間
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	毎月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）
申請方法	農業委員会事務局窓口
備 考	https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/nogyoiinkai/index.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■農地法

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は

採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:農業委員会事務局 No.002

処 分 名	特定農地貸付けの承認
処 分 の 概 要	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件に該当する場合に承認します。
根拠条例等・条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年六月二十八日法律第五十八号）第3条第3項
審 査 基 準	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による。
標準処理期間	処分等の実績がなく、また当面見込まれないことから、具体化することが困難であるため、設定しません。
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	
申請方法	
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

(特定農地貸付けの承認)

第三条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出して、第三項の規定による承認を求めることができる。

2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積

二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法

三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件

四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法

五 その他農林水産省令で定める事項

3 農業委員会は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。

一 前項第一号に規定する農地の周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:農業委員会事務局 No.003

処 分 名	特定農地貸付けの変更の承認
処 分 の 概 要	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第2項の事項の変更承認。
根拠条例等・条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年九月八日政令第二百五十八号）第4条第1項
審 査 基 準	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による。
処 理 期 間	処分等の実績がなく、また当面見込まれないことから、具体化することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	
申 請 方 法	
備 考	

■特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令
(特定農地貸付けの変更等)

第四条 特定農地貸付けについて法第三条第三項 の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第二項 各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項 ただし書又は第五項 の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第三項において同じ。）の承認を受けなければならない。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:農業委員会事務局 No.004

処 分 名	農用地の一時貸付けに係る事業参加資格の認定
処 分 の 概 要	土地改良法第3条に基づく認定
根拠条例等・条項	土地改良法（昭和二十四年六月六日法律第百九十五号）第3条第3項
審 査 基 準	土地改良法第3条第3項の規定による。
標準処理期間	処分等の実績がなく、また当面見込まれないことから具体化することが困難であるため、設定しません。
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	
申請方法	
備 考	

■土地改良法

(土地改良事業に参加する資格)

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 3 前二項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令の定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:農業委員会事務局 No.005

処 分 名	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の設定
処 分 の 概 要	土地改良法第3条に基づく認定
根拠条例等・条項	土地改良法（昭和二十四年六月六日法律第百九十五号）第3条第4項
審 査 基 準	土地改良法第3条第4項の規定による。
標準処理期間	処分等の実績がなく、また当面見込まれないことから具体化することが困難であるため、設定しません。
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	
申請方法	
備 考	土地改良法の改正（令和2年4月1日）があったため、改正後の抜粋に差し替えています。

■土地改良法

(土地改良事業に参加する資格)

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業（同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。